

○福岡県警察留置施設及び被留置者の処遇に関する訓令の運用について（概要）
（平成２１年福岡県警察本部内訓第１号）

この内訓は、福岡県警察留置施設及び被留置者の処遇に関する訓令（平成１９年福岡県警察本部訓令第１９号）の施行に関し必要な事項を定めるものである。

主な内容として、

- 看守
- 護送
- 物品の貸与等及び自弁
- 保健衛生及び医療
- 保安
- 外部交通
- 不服申立て

などの項目からなっている。